



編集/発行 高知市市民協働部 くらし・交通安全課 消費生活センター 〒780-8571 高知市本町5丁目1-45

相談時間 月曜～金曜日9時～16時30分

土曜日9時～12時 13時～16時

相談電話 088-823-9433

町内会では、回覧をお願いします。

## 18歳は大人!

## 令和4年4月 成年年齢が 変わると何がどう変わる?

令和4年4月に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。つまり、来年4月1日時点で18歳・19歳の方は一斉に成人となり、その後は18歳に達した順に成人になるように制度が変わります。

これに伴い、これまで20歳にならないとできなかったことが、“18歳でできること”と、“20歳を待たないとできないこと”に分かれます。

### 18歳でできるようになること

- 有効期間10年のパスポートの取得
- 公認会計士や司法書士など国家資格の取得
- 親の同意なしでの契約

ほか



### 今までどおり20歳までできないこと

- 飲酒・喫煙
- 競馬・競輪・オートレースなどの公営競技
- 中型自動車免許の取得
- 国民年金への加入

ほか



### 大きな点

18歳になったら親の保護監督下から離れて一人で契約できるようになり、未成年者契約の取り消し権（例えば、子どもが200万円の自動車の購入契約を結んでも、親が購入を許していない場合は、親や本人が契約を取り消すことができる権利）が使えなくなることです。

社会的経験の少ない18歳の若者に、契約についての充分な判断力を求めるることは厳しく、様々な消費者被害に遭うのではないかと心配されています。若者が経験を積んでひとり立ちできるように、周りの大人の皆さんにはサポートをお願いします。

では、そもそも契約とは何か、契約する際に注意すべきことを見てみましょう。



### 契約とは

契約は、何を、いくらで売買し、商品をどんな形で引き渡し、代金をどんな方法で支払い、長期に使用する製品の保証はどうするかといったことなどを、**消費者と販売者が合意して成立**します。

契約書の有無は関係ありませんが、契約は法的責任が伴い、**一度成立した契約はどちらかが一方的に解除することはできません**。契約書がある場合は、きちんと読んで内容を把握しておきましょう。

全国的に若者に多い契約トラブルをご紹介します。  
トラブル回避の参考にしてください。

▶▶▶ 裏面へ



Trouble!

## スマートフォン(スマホ)の分割払い契約

スマホを購入する時に、代金の分割払いを選ぶ方が沢山います。分割代金を毎月の通信料と一緒に支払うと一括払いより負担感が少ないうえに、2年程で機種交換する場合に有利だからという理由のようです。

ところで、スマホの利用料金を滞納すると、回線が停止し、数か月後に強制解約されることはご存じですか。しかし、問題はスマホが使えなくなることだけではありません。

### ここに気を付けて!

機種代金を含んだ利用料金の支払いを放置して、強制解約になってしまった場合

- 滞納通信料と併せて機種代金の残金が**一括請求されます**。
- 携帯電話会社間で滞納者情報が共有されるので、他社との**新規契約が難しくなります**。
- クレジットなどの契約に関する情報を管理する信用情報機関に登録され、クレジットカード作成や、借入をする時の**審査に通らなくなる可能性があります**。

スマートフォンを購入する際には、支払いの仕組みを理解して自分の経済力に適した機種と支払方法を選んで契約しましょう。



Trouble!

## アパートの賃貸借契約

進学などで県外に住む場合、自分でアパートの賃貸借契約をすることになります。

賃貸アパートの契約では、アパートの設備の修繕費用や、退去する際の原状回復費用など費用トラブルが発生しています。トラブルを避けるため、アパートの物件探しから退去まで次のことに気を付けましょう。

### ここに気を付けて!

- 物件探し：インターネット情報だけに頼らず、必ず現地で建物内部や周辺環境などを確認しましょう。契約の条件や設備などの説明に疑問があれば遠慮せず業者に質問をしましょう。**契約前に契約書と重要事項説明書をよく読み、退去時の特約など確認しましょう**。
- 入居時：**入居時の部屋の写真を記録に残しておくようにしましょう**。家主などと一緒に部屋にキズや汚れがないかを確認し、設備に不具合があれば対処を求めてください。
- 居住時：自分の家と同じ様にアパートを大切にして住まなくてはいけません。汚れや設備の不具合が生じて修理が必要な場合には、家主や管理会社に連絡してください。
- 退去時：部屋の汚れをきれいにし、自分で付けた棚などを外して返す必要があります。修繕費用などを請求されたら、**国土交通省作成の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考にして、負担すべき費目を確かめましょう**。



Trouble!

## インターネット上の副業や投資のもうけ話のトラブル

インターネット上で、副業や投資やギャンブルで簡単に高額収入を得るノウハウを教えるとうたって販売される情報（情報商材）があります。

購入した情報商材は収益を生まない一般的な内容で、確実に儲けるためには別の情報商材の購入をとSNSで誘われ、数十万円の高額契約へと誘導されます。追加で購入した高額なソフトウェアなどを使っても実際には儲からず、解約したくても事業者の所在が不明で交渉もままならないといったトラブルが多数発生しています。

### ここに気を付けて!

- 素人が簡単に儲けられるような副業や投資はありません。インターネット上の情報商材の多くは、購入するまで具体的な内容を確認できませんので、簡単に儲かるという広告などを見ても、信用せず、安易に業者と連絡を取らないようにしましょう。また、SNSで知り合った人に勧められる場合もあり、注意が必要です。
- 騙されたと思って返金を要求しても事業者が応じない場合もあります。簡単に稼げるどころか、商材購入にあてた**クレジット分割払いや借金などが残りかねません**。

